

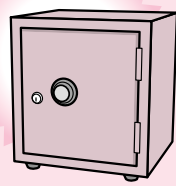
一般質問から

ペイオフ対策について

Q 4月からのペイオフ全面解禁に向け、預金の保全について、どのような対策がされているのか。

A ペイオフ全面解禁に向けた公金の保全対策といたしましては、関係各課等で構成しております「八潮市公金保全対策研究会」において、情報交換等を実施し、平成16年11月11日『八潮市公金管理方針』を策定し、この方針に沿うとともに、地方自治法の趣旨を踏まえ「安全かつ最も有利な方法」により保全に努めるものでございます。また、公金の保管・運用に際しましては、より安全性が求められることから支払準備金等の「歳計現金」につきましては預金が無利息、要求払い、決済サービス提供可能」とし、「基金」につきましては、条例の設置趣旨に基づき「定期預金」及び「決済用預金」での保管・運用を行うものでございます。

武之内 清久



補助金行政のあり方について

Q 補助金の財源は、市民の税金であり、その有効利用とともに、配分の公平性・公正性と使途の透明性が強く求められています。新線開通により新時代を迎える八潮市が、改革を進展させ開かれた市政を目指していることを内外に示すために、補助金行政のあり方に関する指針を打ち出すべきです。そのためには、著名な学者、法律家などの有識者による審議機関を設置して、八潮市の現状を調査してもらい、今後の補助金に関する施策を多角的かつ専門的な見地から答申してもらうべきと考えます。補助金行政の

西俣 総志

あり方を審議する有識者による審議機関の設置について、市長の見解を伺います。

A 補助金行政については、課題も多いと聞いておりますので、本来のあり方を十分検討する必要があります。専門的に審議するための有識者による第三者機関をできるだけ早期に設置するよう努めてまいります。

緊急時通報システム貸与基準の運用について

Q 緊急時通報システム貸与基準の「弾力的運用」を求めたいと思いますが、どのように考えますか。

A 緊急時通報システムは、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方、さらに一人暮らしの重度身体障害者の方などに対し、電話型端末機を設置し、端末機の緊急ボタンを押すだけで消防署へ通報できるものであり、救急車の出動や利用者の安否確認を行う事業です。市では、公正かつ適正なサービスを提供するため、年齢及び手帳の等級要件など公正と判断できる対象者基準を定めていま

鹿野 泰司

す。「弾力的運用」については身体障害者についてと思われますが、今後、内部障害者など対象となるような障害種別の拡大とともに、対象者の心身の状況や生活環境等も十分考慮し、決定をまいりたいと考えます。また、申請時においてその方の障害の程度が手帳の等級とそぐわないと思われる方については、今後とも等級変更等の助言や指導なども行ってまいりたいと考えております。

南部区画整理地内の道路照明について

Q 通勤・通学で多くの人が八潮駅を利用すると思いが、しかし、駅周辺の道路照明があまりにも少ないのが現状です。今後の対応について。

A 八潮駅周辺の道路照明整備状況についてご説明申し上げますと、都市計画道路「堀三郷線」、駅に通じる南口・北口駅前通りと駅前交通広場の道路照明灯につきましては、独立法人都市再生機構が整備するものとなっております。そこで、駅開業時点の状況を申し上げますと、駅前北口の街区等が整備され、また「堀三郷線」が供用開始されますので、

峯岸 俊和

一定の照明設備が整備されると考えられます。しかし、南口は当面未整備状態が続き、現状のまま駅開業を迎えることとなります。従いまして、駅南口の区域に関しては照明設備が少ない状態であり、このため、市としては、平成17年度予算に南部地区の道路照明灯設置費用として、100ワット30基、200ワット30基、合わせて計60基分を計上させて頂いております。

北部地区について

Q 平成17年第1回市議会施政方針で、北部地区の外環八潮複合型パーキングエリア計画を引き続き実現に向けて調整を進めてまいりますと方針を示されていますが、今後の進め方や地域の対応について。

A 外環八潮複合型パーキングエリア計画を進めるには、日本道路公団の民営化動向や経営方針を把握する必要があります。ことから、日本道路公団、外環八潮複合型PA整備促進期成同盟会、市の三者で連絡調整会議を開催し情報確認や調整に努めています。同盟会では、事業促進のため自主的にイメージプランを作成するなど積極的に活動されています。また、PA拠点開発促進研究会を立ち上げ、調査研究を行っています。一方、日本道路公団では、民営化後の事業展開のため報告書を作成するなど積極的な動きが出てきております。構想を実現するために、引き続き、同盟会や研究会の活動を支援するとともに、地元等と連携を密にし、実現に努めます。

宇田川 武雄

介護保険制度の改革における介護予防システムについて

Q 介護保険制度の持続可能性を高めるため、新たな改革に取り組み介護予防システムが取り入れられようとしていますが、介護保険制度の充実を目指す以下の点について質問します。①新介護予防の対象者について②対象人口及び給付割合について③責任主体及びサービス内容について④サービス提供者の資格等について⑤新介護予防サービスについて⑥介護保険料について

A 国からの改革案によりまずと予防重視型システムへの転換を図るため、「要支援、要介護1」の方を対象に「運動機能向上」、「栄養改善」を目的としたサービスや、要支援及び要介護になるおそれのある方を対象とした「地域支援事業」が予定されております。対象者は、高齢人口の5パーセント、介護給付費の3パーセントを上限として策定することとなっております。責任主体は市であり、現在は、現在のところ人材育成の予定はありません。新制度は、平成17年度、「第3期八潮市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」策定の中で、検討してまいりたいと考えています。

瀬戸 知英子